

第 1 4 回今別町入札監視委員会議事概要

○開催日時 令和 8 年 6 月 1 8 日 1 0 時 3 0 分～ 1 1 時 3 0 分

○開催場所 今別町役場会議室

○出席委員 委員長 山口 最史 （弁護士）

委員 伊藤 貴大 （弁護士）

委員 今 孝彰 （公認会計士・税理士）

委員 長谷河 亜希子（弘前大学教授）

※長谷河委員については WEB 出席

○町事務局 総務企画課 小鹿課長補佐

説明者 総務企画課 嶋中主査

○次第

1 開会

2 委員長挨拶

はじめにいつも通り多くの意見をいただきたい旨、山口委員長より挨拶がありました。

3 議 事

報告案件 1 抽出案件の報告

事務局より今回の当番委員である今委員に抽出していただいたことについて説明を行いました。説明の中で複数年の契約についての計上方法を統一していくことを報告しました。

（抽出事案一覧）

	契約年度	入札契約方法	事業名
①	令和 7 年度	随意契約	令和 7 年度自治体情報システム標準化対応業務
②	令和 7 年度	随意契約	行政系情報システム総合保守業務
③	令和 7 年度	随意契約	令和 7 年度ガバメントクラウド運用管理兼回線運用管理補助業務
④	令和 7 年度	随意契約	戸籍システム標準化・共通化業務
⑤	令和 7 年度	指名競争入札	今別中学校体育館屋根等改修工事
⑥	令和 7 年度	指名競争入札	全国瞬時警報システム受信機更新工事
⑦	令和 7 年度	指名競争入札	第 6 分団屯所屋根葺き替え工事

（質疑応答）

質問等はありませんでした。

協議案件 1 抽出案件の審議

(質疑応答)

事案番号	委員 (敬称略)	質問・意見	回答
⑥	今委員	⑥について契約書に 1 万円の収入印紙を張っているが、内容を聞いたところ、工事でない可能性がある。電気工事等が実施されない場合は 2 万円になるため、調査した上で後日回答いただきたい。	【後日回答】 電気工事も含まれていていたため、工事となり、収入印紙に変更はない。
⑥	長谷河委員	⑥について繰越事業となったとの説明があったが、更新が遅れても受信状況に問題はないのか。	現在も問題なく受信はできている。
⑥	伊藤委員	⑥について 1 者のみの応札になったのはなぜか。	辞退届では、技術者の配置ができないとしているのが 2 者、業者の都合によるのが 2 者となっている。5 者中 4 者が辞退したため、入札不調となった。
①③	今委員	①と③について令和 7 年度でガバメントクラウドへの移行が完了するという立て付けなので、令和 8 年度からは特定のベンダーの随意契約ではなく、入札が可能な状態になっているのか。また、③についてガバメントクラウドに接続する回線運用管理は、仕様に通じている業者でなくてはならないというのは分かるが、ガバメントクラウドの運用管理こそ、どの業者でも対応可能になっているのではないか。それであれば、回線運用とクラウドの運用管理を 2 つの契	ガバメントクラウドの運用は開始されているが、町からガバメントクラウドに直接接続するのではなく、システムベンダーのデータセンターを経由して接続する形態をとっているため、簡単に業者を切り替えすることができない状況になっていることから随意契約を行っている。

		約に分けて、片方を随意契約、片方を入札にすることも可能ではないか。	
		ガバメントクラウドは導入されたものの、システムベンダーでないとシステム管理の保守をできない状態なのか。	システムベンダーのデータセンターを使用した運用をしている以上は、業者を変えることは難しい。また、そういった接続方法をとっていることについても理由があり、デジタル庁が求めるガバメントクラウドの構築基準を満たすような設計をすると、ガバメントクラウドの利用料が高額となってしまうことから、システムベンダーのデータセンターに検証環境等を構築することでガバメントクラウドの利用料を抑えつつ、現行のシステムにも対応できるため、そちらを接続方法を採用している。
		そうすれば令和8年度以降も随意契約でシステムベンダーと契約せざるを得ないのか。	現行のシステムを継続して使用するためには、今の環境を継続していくのが望ましい。システムを変えるのであれ

			ば、接続形態を変えることもできるかと思う。
		ガバメントクラウドに直接接続する方法とシステムベンダーのデータセンターを経由して接続する方法のうち、どちらが安価になるかは、今後も検証していくのか。	標準システムの運用最適化計画を策定し、それを元に運用経費を最適化していく予定。
	伊藤委員	起案理由を資料としているが、これは事務取扱要領の度の資料にあたるのか。	随意契約理由の資料として添付している。

4 その他

事務局より事務取扱要領について改定したい旨の提案を行った。内容としては、対象となる事業の期間について、開催中の年度の事業は、とりまとめや資料作成が難しいことため、これを対象外したい。また、令和5年度移行は事業年度とその翌年度しか審査期間がないため、事業の翌年度と翌々年度で審査を実施したい旨説明を行い、委員から同意を得ました。

また、平成25年度～令和4年度の事業については、設立の際に町長の意向もあり、対象としていたため、町長にも意見を伺い、次の委員会場で報告することとしました。

5 閉会